

議案第69号

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月26日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の105」を「100分の95」に、「100分の95」を「100分の85」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の115」に、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の105」を「100分の95」に、「100分の60」を「100分の55」に、「100分の95」を「100分の85」に改める。

第2条 あきる野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の85」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の115」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の95」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の57.5」に、「100分の85」を「100分の90」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。